

さざんか花の町協議会 規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

・本会は、さざんか花の町協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を南港中5丁目3番16号花の町福祉会館に置く。

(活動区域)

・本会の活動の対象とする区域は、花の町地域（南港中5丁目・6丁目・8丁目・南港北1丁目～3丁目）とする。（別図に定めるとおり）

(目的)

・本会は、花の町地域を誰もが輝く元気なまちにしていくために、地域のさまざまな団体が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人が自由に参加しながら、取り組んでいくことを目的とする。

(構成)

・本会は、別表に定める地域の町づくりのために活動を行う団体をもって構成する。

(活動)

・本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動にかんすること。
- (2) 地域のコミュニティづくりに関すること。
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全に関すること。
- (4) 地域の福祉や健康づくりに関すること。
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関すること。
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関すること。
- (7) 環境美化に関すること
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

・なお次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とした活動
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした活動

第2章 役員

(役員及び監事)

・本会には、次の役員及び監事（以下、「役員等」という。）を置く

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 委員 各部会長及び地域団体より若干名
- (4) 会計 1人
- (5) 監事 2人

(役員等の専任)

- ・役員等は、運営委員会において選任する。
- ・監事は、本会の他の役員を兼ねることはできない。

(役員等の職務)

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- (4) 会計は、協議会の会計を担当する。
- (5) 監事は、協議会の会計及び役員の実務執行を監査する。

(役員任期)

- ・役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- ・補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
初年度のみ25年4月1日～26年3月31日とする。時期より他団体の任期とあわせる。

第3章 運営委員会

(運営委員会の組織)

- ・運営委員会は、別表に定める各種団体から各若干名及び第4章に定める部会長各1名（以下「運営委員」という。）を委員として組織する。
- ・運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
- (2) 役員等の専任に関する事項。
- (3) はなのまち地域の「まちづくりビジョン」の策定に関する事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

(運営委員会の開催)

- ・運営委員会は、会長が召集する。
- ・運営委員会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 運営委員の2分の1以上から請求があったとき。

(運営委員会の議長)

・運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

・運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の議決)

・運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(運営委員会の書面決議)

・止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって評決し、又は他の運営委員を代理人として評決を委任することができる。

・この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

・運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 運営委員の現在数及び出席者数（書面評決者及び議決委任者を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

・議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。

(会議録の作成および公開)

・活動区域の住民（以下、「地域住民」という。）、その他利害関係人が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときには、これを閲覧させなければならない。

第4章 部会

(部会の設置)

・会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

(部会の組織)

・協議会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

(1) 花の町夏祭り部会

地域夏祭りに関する事業

(2) 花の町防災・防犯部会

防災及び、防犯に関する事業

(3) 花の町ネットワーク部会

地域ネットワークに関する事業

- (4) 花の町子どもすくすく部会
子どもすくすくに関する事業
- (5) 花の町はぐくみネット部会
はぐくみネットに関する事業
- (6) 花の町高齢者食事サービス部会
高齢者食事サービスに関する事業
- (7) 花の町福祉活動部会
地域福祉活動推進に関する事業
- (8) 花の町環境美化活動部会
環境美化推進に関する事業
- (9) 南港桜小学校体育施設開放部会
南港桜小学校体育施設開放に関する事業
- (10) 南港北中学校体育施設開放部会
南港北中学校施設開放に関する事業
- (11) 南港桜小学校生涯学習ルーム部会
南港桜小学校生涯学習に関する事業
- (12) ウィンターフェスタ部会
地域交流推進に関する事業
- (13) 花の町福祉会館運営部会
花の町福祉会館運営推進に関する事業

- ・各部会に、部会長 1人、副部会長 1人、部会会計 1人を置く。
- ・部会長は、必要に応じ部会を召集し、議長を担う。部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

第5章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

- ・協議会の事業計画及び予算は、事項に定める部会長からの報告をもとに、会長がその案件を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- ・部会長は部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

- ・協議会の事業報告及び決算は、事項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。
- ・部会長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。
- ・監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

(会計帳簿の整備及び公開)

- ・協議会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。
- ・地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(事業年度)

- ・協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

- ・この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第7章 雑則

(委任)

- ・この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

(附則) 本会は平成25年3月7日に設立する。

この規約は、平成25年3月7日から施行する。

この規約は、平成27年5月27日に改正、施行する。

この規約は、平成28年5月26日に改正、施行する。

この規約は、平成29年6月13日に改正、施行する。

この規約は、平成30年6月12日に改正、施行する。

この規約は、令和2年7月08日に改正、施行する。

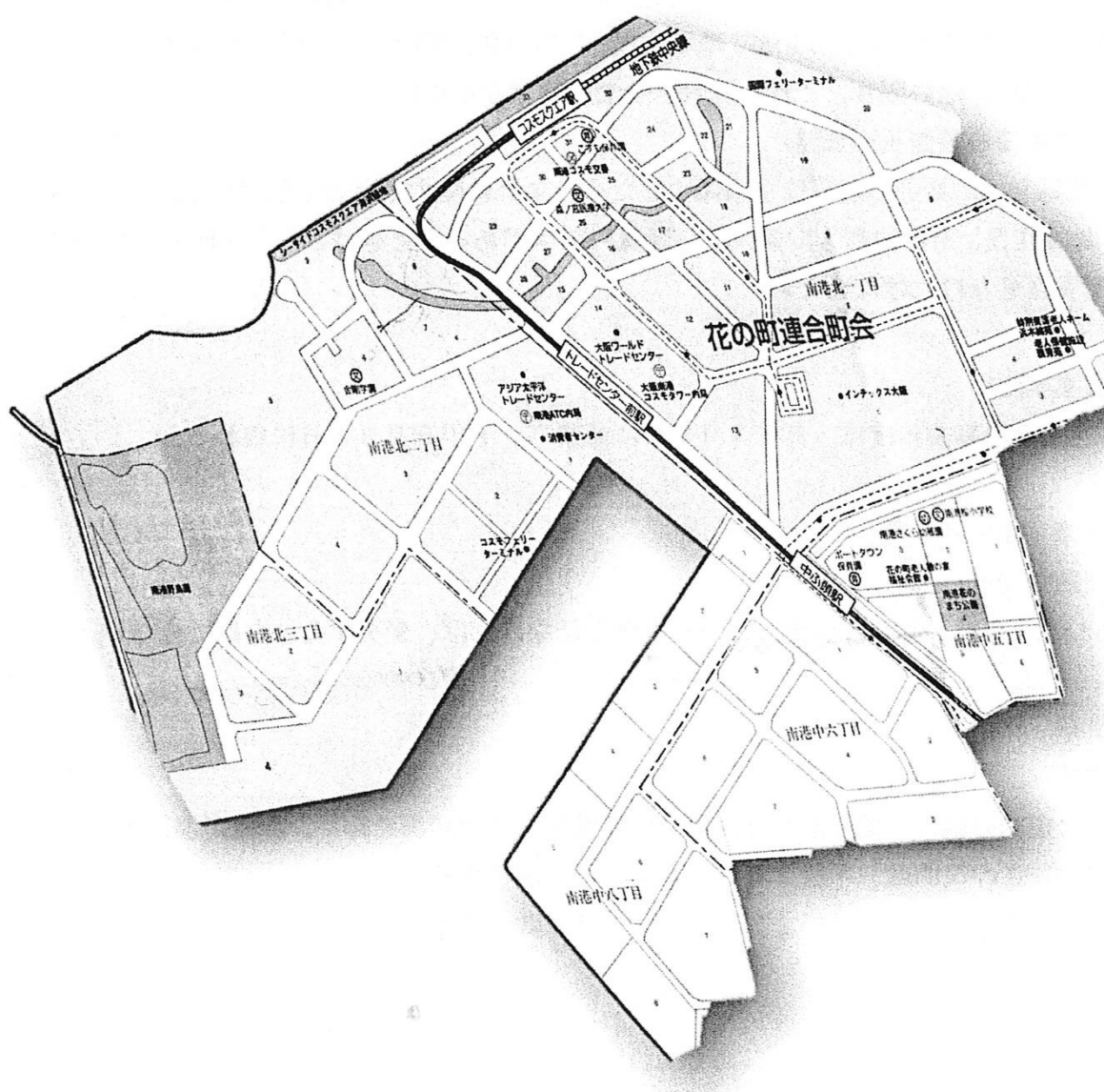
この規約は、令和3年10月23日に改正、施行する。

この規約は、令和4年10月19日に改正、施行する。

さざんか花の町協議会 活動図

※本会の活動の対象となる区域は花の町地域とする

- ・南港北1丁目～3丁目
- ・南港中5丁目～6丁目
- ・南港中8丁目



令和4年10月19日

構成団体に関する名簿

さざんか花の町協議会

	構成団体の名称
1	花の町連合振興町会
2	花の町地区社会福祉協議会
3	花の町青少年指導員
4	花の町青少年福祉委員会
5	花の町夏祭り部
6	花の町防災・防犯部
7	花の町ネットワーク部
8	花の町子どもすくすく部
9	花の町はぐくみネット部
10	花の町高齢者食事サービス部
11	花の町地域福祉活動部
12	花の町環境美化活動部
13	南港桜小学校体育施設開放部
14	南港北中学校体育施設開放部
15	南港桜小学校生涯学習ルーム
16	花の町福祉会館運営委員会